

平成 29 年度中小企業海外展開支援事業 募集要項

現在、兵庫県内中小企業への海外事業展開支援は、ひょうご海外ビジネスセンターをワンストップとした情報提供や相談・紹介業務を中心に行っているところですが、投資リスクの高い初期段階での海外事業展開に関する調査費の一部を助成することにより、中小企業の皆様の海外進出を支援するものです。

【1】 目的

海外展開を検討する県内中小企業が行う、海外展開にかかる実現可能性調査費の一部を助成することで、海外事業展開を推進します。

【2】 実施主体

公益財団法人ひょうご産業活性化センター(ひょうご海外ビジネスセンター)

【3】 対象者

- (1) 兵庫県内の中小企業 ※
- (2) 兵庫県内の企業組合、協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会、その他特別の法律により設立された組合及びその連合会
- (3) 上記(2)に類する団体で、理事長が特に認めたもの

(注意事項)

※ 中小企業基本法第2条に該当する兵庫県内に本社を有する中小企業者。ただし、県税の未納がある企業は除く。

※ 次のいずれかに該当する中小企業(以下、「みなし大企業」)は除く。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の 1/2 以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の 2/3 以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占めている法人

【4】 助成対象事業

(1) 海外での事業展開を検討するために行う以下の調査事業とします。

① 販路開拓にかかる調査

海外現地での見本市・展示会への出展をはじめとする販路開拓にかかる調査(ただし、助成対象となる見本市・展示会は1件のみ)

② 拠点設立等にかかる調査

駐在員事務所・現地法人等の営業拠点や工場の設立、又は生産委託等を進めるための調査

(2) 対象者の海外展開戦略における進捗ステージにより、**基礎調査**と**実証調査**の2つのカテゴリーに分けて申請受付・採択を行います。

| | 基礎調査 | 実証調査 |
|-------------|---------------------------------|---|
| 販路開拓にかかる調査 | a ターゲット市場を見極めるため見本市・展示会等に出展等 | a 商品開発や価格設定等の具体的な事項に関する現地販売代理店への訪問調査(展示会出展含む) b パートナー候補企業との面談 等 |
| 拠点設立等にかかる調査 | a 最適な立地国・地域を選定するために幅広く現地情報を収集 等 | a 立地候補とする具体的工業団地の詳細調査(条件等の詳細、インフラ整備状況、周辺生活環境、行政手続サポートの有無等) b 部材等調達候補先の現地調査 c 現地の職業訓練校や人材紹介企業等への訪問調査 等 |

※1 助成対象事業として申請できるのは、1社について1件のみとします。

※2 過去の採択事業者について、採択事業と類似の企画は原則として対象外としますが、海外展開戦略の中で、次のステージに進むための調査事業については、**実証調査**のカテゴリーで申請できます。

※3 同一の事業者が、同一又は類似の内容で本制度以外の国、地方自治体、その他支援機関等の補助や委託を受ける経費は助成対象外となります。

【5】 助成対象経費

助成対象経費は、海外での事業展開調査に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって契約、納品(実施)、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費とする。

| 区分 | 助成対象経費 | 内 容 |
|----|--------|--|
| 共通 | 渡航費 | エコノミークラスの航空運賃の実費 * 空港利用税や燃油サーチャージを含む。 * ファースト・ビジネスクラスは対象外(エコノミークラスからのマイレージによるアップデートも不可)。 * 原則、海外への渡航費用が対象であるが、以下のものは認める。 ① 渡航先での国内移動にかかる航空運賃の実費 ② 海外渡航するための一連の渡航過程の一部と認められる日本国内での移動にかかる航空運賃の実費、及び成田と羽田を結ぶバス・鉄道実費 (ただし①②とも海外進出調査業務以外の目的のものは対象外) |
| | 宿泊費 | 県の旅行規程による宿泊費を上限とし、その範囲でのホテル宿泊代金実費 * レイトチェックアウトにかかる費用は、原則として対象外。 |

| | |
|------------------|---------------------------------|
| 通訳・翻訳費 | 海外進出調査にかかる現地での通訳、資料翻訳に要した実費 |
| 専門家謝金 | 海外進出調査にかかる現地でのアドバイザー等専門家への謝金 |
| 調査委託費 | 海外進出調査にかかるコンサルタント等へ調査委託するための委託費 |
| その他、理事長が必要と認めたもの | その他特に認められた海外進出調査費用実費 |
| 海外での展示会等への出展料等 | 海外見本市・展示会・商談会への出展料又は参加料 |
| 出展ブース設置費用 | 上記出展ブースにかかる装飾費や備品借上費等 |
| 出展にかかる輸送費 | 上記出展にかかる輸送料 |

(助成対象経費にかかる留意事項)

- (1) 助成対象とする渡航経費については、渡航回数3回まで、1回あたりの渡航人数は2人まで(もしくは、渡航回数2回まで、1回あたりの渡航人数は3人まで)、1回あたりの日数は7日までとします。また、展示会出展は1回のみとします。
- (2) 【5】掲載経費に該当するものでも、審査により対象外とすることや査定により減額することがあります。
- (3) 【5】掲載経費は、あくまでも海外進出調査業務にかかるものであり、当該業務に関係のない業務は対象外とします。
- (4) 平成29年6月1日(木)以降に発注、購入、契約等を実施したものが助成対象となります。
ただし、助成事業交付決定日(7月下旬予定)までに終了予定の事業は対象外とします。
- (5) 海外渡航先における国内移動にかかる交通費(鉄道、バス、タクシー等)、さらに日本国内での空港までもしくは空港からの交通費は対象外とします(ただし、航空運賃は助成対象とする:上記渡航費の欄参照)。
- (6) 商品券等の金券、飲食・娯楽・接待等の費用などは対象外となります。
- (7) 本件において必要不可欠となる税金及び手数料は、原則として、助成対象とします。ただし、本邦の消費税については対象外としますので明確に分けて申請してください。
- (8) 組合名で申請する場合、同一の事業に組合員として参加した企業は、当該事業については企業として申請できません。また対象経費と認められるのは、組合名で実施した業務に限られます。渡航費・宿泊費は、組合事務局職員もしくは組合業務に専従するため組合の費用で出張する者のみ認めます。

※参考…県の旅行規程による宿泊費(例示)

| 地域区分 | 都市名・国名 | 宿泊料(1夜) |
|------|---|---------|
| 指定都市 | ニューヨーク、ワシントン、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パリ、ロンドン、シンガポール、モスクワ、アブダビ 等 | 16,100円 |
| 1 | アメリカ合衆国、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ 等 | 13,400円 |

| | | |
|---|--|----------|
| 2 | ロシア、タイ、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、東ティモール、香港、韓国、オーストラリア 等 | 10,800 円 |
| 3 | 中国、台湾、モンゴル、バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータン 等 | 9,700 円 |

【6】 助成対象期間

平成29年6月1日(木)から、平成30年1月31日(水)まで

※1 1月31日(水)までに支払いを済ませ、領収書を入手すること。

※2 助成事業交付決定日(7月下旬予定)までに終了予定の事業は対象外とする。

【7】 助成率

助成対象経費の2分の1以内

【8】 助成限度額

100万円以内

【9】 助成金の申請手続

申請を希望する事業者は、中小企業海外展開支援事業助成金交付要綱に基づき、助成金交付申請書等を提出していただきます(別途様式はホームページ上にて配付します)。提出書類については、下記【13】応募方法に記載しておりますが、1部を原本として、コピーを6部(両面コピー)提出するほか、一部申請書はメールでの送信が必要となりますので、ご注意ください。

【10】 助成事業の選定基準・審査

選定基準は以下のとおりとし、審査委員会で書面審査を行った後、必要に応じてヒアリング審査(7月13日・14日を予定 :対象者は出席必須)を行い、予算の範囲内で助成対象事業を選定します。

- ① 主体性
- ② 具体性
- ③ 実現可能性
- ④ 将来性
- ⑤ 新規性

【11】 選定案件等の通知

選定案件の決定後、申請者へは採択又は不採択の結果をセンターから通知します(審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません)。

交付決定にあたっては、必要に応じて補正をお願いすること、申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

なお、万が一、申請書類の内容に虚偽記載が判明した場合は、採択後であっても採択を取り消すことがあります。

【12】 助成採択事業者の義務等

(1) 計画変更申請及び実績報告

- ① 交付決定を受けた後、内容を変更しようとする場合又は事業を中止しようとする場合は、事前に所定の様式で報告し、承認を得なければなりません。

なお、計画変更が当初計画と同一性が認められないほど大幅なものとなった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

- ② 交付決定者は速やかに事業に着手し、助成事業が完了したときは、助成事業実績報告書等関係書類を提出していただきます。本事業を完了したとき、又は中止並びに廃止の承認を受けた時は、その日から起算して30日を経過した日、又は平成30年2月16日(金)のいずれか早い日までに実績報告を提出しなければなりません。提出できない場合は、助成中止することもありますので、ご注意ください。

(2) 助成金の支払

実績確認により、交付すべき助成金の額が確定した後、助成事業者に対して助成金の支払いを行う精算払いとなります。

(3) 関係書類等の備付等

助成事業者は、助成事業完了後も、助成金交付年度以降の5年間を限度として、関係書類を保存してください。

また、事業成果について、紙面や発表会等で報告を求めた場合、ご協力をお願いします。

(4) 採択事業者名・事業名の公表

採択した事業者名及び事業名はセンターのホームページ上で公表します。

(5) 事業成果の公表への協力

助成事業者は、助成金交付後にセンターからの依頼に応じて本事業による成果を報告していただきます。センターは、助成事業者との協議のうえ、報告された事業成果を公表することがあります。

【13】 応募方法

(1) 受付期間

平成29年6月1日(木)から6月23日(金) 最終日17時必着

(2) 申請に必要な書類

- ① 平成29年度中小企業海外展開支援事業助成金申請書(様式1)
- ② 海外展開事業計画書(別紙)
- ③ 商業登記簿謄本等(直近の会社情報を反映したもの)
- ④ 県税に未納がないことを証する納税証明書

【参考】

・県税(管轄の兵庫県県税事務所):一般用の納税証明書(税目…全税目(個人県民税及び地方消費税を除く))

※ 県税事務所の所在地と管轄地域については、兵庫県ホームページを参照

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/kenzei.html>

- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書等の財務諸表(直近2期分)

- ⑥ 会社案内など
- ⑦ 調査委託費の見積書
- ⑧ 展示会出展料の根拠資料、資材・機材運搬費の見積書

(3) 提出先

申請に必要な書類として上記【13】の(2)①～⑧について、1部を原本、①②⑤⑥をA4用紙両面コピーで6セットをセンターへ持参又は郵送して提出するとともに、かつ、上記【13】(2)の①及び②の申請書については、以下のメールアドレスへ、所定のファイル形式で、送信してください(必須)

(申請様式1(上記①)と別紙(上記②)はセンターホームページからダウンロード可)

なお、提出された書類は返却しません。受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合、不備により受付できない場合などがあるため、できるだけ申請書提出前にご相談ください。

【14】 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通 5-1-14 神戸商工貿易センタービル 4 階

公益財団法人ひょうご産業活性化センター ひょうご海外ビジネスセンター

TEL 078-271-8402

FAX 078-271-8403

E-Mail fs-hyogo@staff.hyogo-iic.ne.jp

[URL] <http://www.hyogo-kaigai.jp>

【15】 参考:助成金交付までの流れ(予定)

